

●77年ぶりの家族法の大改正

わが国では年に50万組の夫婦が誕生する一方、18万組の夫婦が離婚しています。3組に1組の夫婦が離婚するといわれる所以です。

離婚時に夫婦が決めることの中で、未成年の子の健全な成長のために重要なのが「親権者」と「養育費」です。これらについては従来から、多くの問題点が指摘されていました。

まず民法上、離婚時は必ず父母のどちらか一方を親権者として定める必要があります(単独親権)。親権をめぐる争いが絶えませんでした。世界的には父母の両方が、何らかの形で親権を持つ共同親権の国が大半であったことから、国連からも法改正を求められていました。

また、離婚件数全体の約9割が家庭裁判所(以下、家裁)を通さない協議離婚であり、養育費を決めずに離婚する、合意した養育費が支払われないといったケースも多く、シングルマザーの貧困が社会問題化していました。

そこで、77年ぶりに民法(家族法)が改正され、2026年4月1日から「共同親権」と「法定養育費」の制度が始まっています。

●共同親権も選択可能に

「親権」とは、親が子の身の回りの世話や教育をしたり、財産管理をしたりする権利と義務のことです。

「権」という文字で表されていますが、本質的には親の責任です。そのため改正法では、父母は親権を「子の利益のために行使しなければならぬ」と明文化した上で、離婚後も「子に関する重要事項」に関しては、父母が共同で決める「共同親権」を選べるようになりました。

改正前に離婚し単独親権になっている場合も、共同親権に変更するこ

とが可能です。

共同親権といっても、何から何までを父母が一緒に決める必要はなく、日常生活上のことは子と同居している親の判断で決められます。あくまで子の人生に重大な影響を与える、転居や進学先の決定、重大な医療行為、財産管理などは、別居の親との話し合いで決めることになります。

また、単独親権と共同親権に原則・例外といった考え方はなく、家裁でも、個別の事案に応じて総合的に判断することになっています。

例えば、身体的・精神的DVや児童虐待がある場合、夫婦共同での親権行使が難しく共同親権が子の利益を害する場合は、必ず単独親権になるとされています。

婚姻中 (同居)	共同親権	重要事項は 父母共同で 親権行使
婚姻中 (別居)	共同親権	同上。難しい 場合、家裁で 親権行使者、 監護者等を 協議・決定
離婚後	共同親権 または 単独親権	原則・例外なし。 子の利益 優先で判断

●法定養育費の新設

親権を持たない親も、親であることに変わりはなく、離婚後も父母はその両方が、自分と「同じレベル」の生活を子が送れるよう、子を扶養する義務を負っています。

従って、父母双方の収入と子の監護状況を比べ、生活費が不足する側の親は「養育費」を受け取る権利があります(参考: [改訂標準算定方式・算定表\(令和元年版\)](#))。

しかし、養育費を決めずに離婚し、経済的に困窮する片親家庭が多いこ

とから、改正により「法定養育費」というものが新設され、子1人あたり月2万円を他方の親に請求できるようになりました。

法定養育費は離婚日から自動的に発生しますが、これはあくまで「仮」の金額です。話し合いや家裁の審判で正式な養育費が決まり次第、差額を精算します。

なお、共同親権とは違い、2026年4月1日より前に離婚した場合、法定養育費の請求はできません。従来通り、任意の話し合いや家裁の場で、養育費を取り決める必要があります。

●養育費の差し押さえが容易に

決めた養育費を相手が払わなかったり、支払いが途中で止まったりした場合の解決策も設けられました。

従来は、相手の給料や預金を差し押さえるには、養育費を取り決めた公正証書や調停調書などの「公的」な書類が必要でしたが、「私的」な合意書でも差し押さえができるようになりました。ただし、多額すぎる養育費は差し押さえの対象外で、子1人あたり月8万円が上限になります。

●養育費、税への影響は?

最後に税への影響です。養育費は非課税のため、法定養育費と正式な養育費のどちらにも、受け取った側に所得税や贈与税はかかりません。

また、所得税で扶養控除を適用できるのは、子と「生計(お財布)を一」にしている父母のどちらか一方だけです。親権の有無や同居・別居は問わず、例えば養育費を支払っている別居の親も使えます。

なお、扶養控除を適用する親は、ひとり親控除も使える可能性があります。父母のどちらが使うか、事前の検討や相談が必要になるため、その点も留意しておきましょう。